

【新設】(本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義)

20-5-9 法第142条第3項第2号《共通費用の配分》に規定する「外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するこれらの費用」とは、例えば、次に掲げる業務に関する費用のうち、恒久的施設を通じて行う事業とそれ以外の事業に共通する費用で、当該恒久的施設を有する外国法人の本店等において行われる事業活動の重要な部分に関連しないものをいうことに留意する。

(1) 外国法人全体に係る情報通信システムの運用、保守又は管理

(2) 外国法人全体に係る会計業務、税務業務又は法務業務

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された(法141-イ)。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算することとされている(法142①②)。

さらに、この計算規定に準じて計算する場合、適用関係の明確化等の理由から一定の規定については修正規定が設けられている。

- 2 法人税法第22条《各事業年度の所得の金額の計算》の規定に準じて計算する場合において、損金の額に算入すべき同条第3項第2号に規定する販売費、一般管理費その他の費用には、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業とそれ以外の事業に共通するこれらの費用(共通費用)につき、その恒久的施設を通じて行う事業とそれ以外の事業の内容及び共通費用の性質に照らして合理的と認められる基準を用いて、その恒久的施設を通じて行う事業に配分した金額(本店配賦経費)を含むものとされている(法142③二、法令184②)。
- 3 本通達では、共通費用は、恒久的施設を有する外国法人の本店等において行われる事業活動の重要な部分に関連しない業務に関する費用であることを留意的に明らかにしている。この業務に当たるかどうかは、外国法人の事業活動により異なると考えられるので、本文で挙げた(1)又は(2)の業務に関する費用は、共通費用となり得るものの例示であることに留意する必要がある。

例えば、情報通信システムの運用、保守又は管理などのサービスを提供して収益を稼得している外国法人の本店等が、恒久的施設のためにこれらの業務を行った場合には、その業務は外国法人の本店等において行われる事業活動の重要な部分に関連するものといえ、情報通信システムの運用、保守又は管理に関する費用であっても、共通費用にはならないことになるのである。